

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の推移

介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。そのため、高齢者を含む40歳以上の方に介護保険料を納めていただいています。

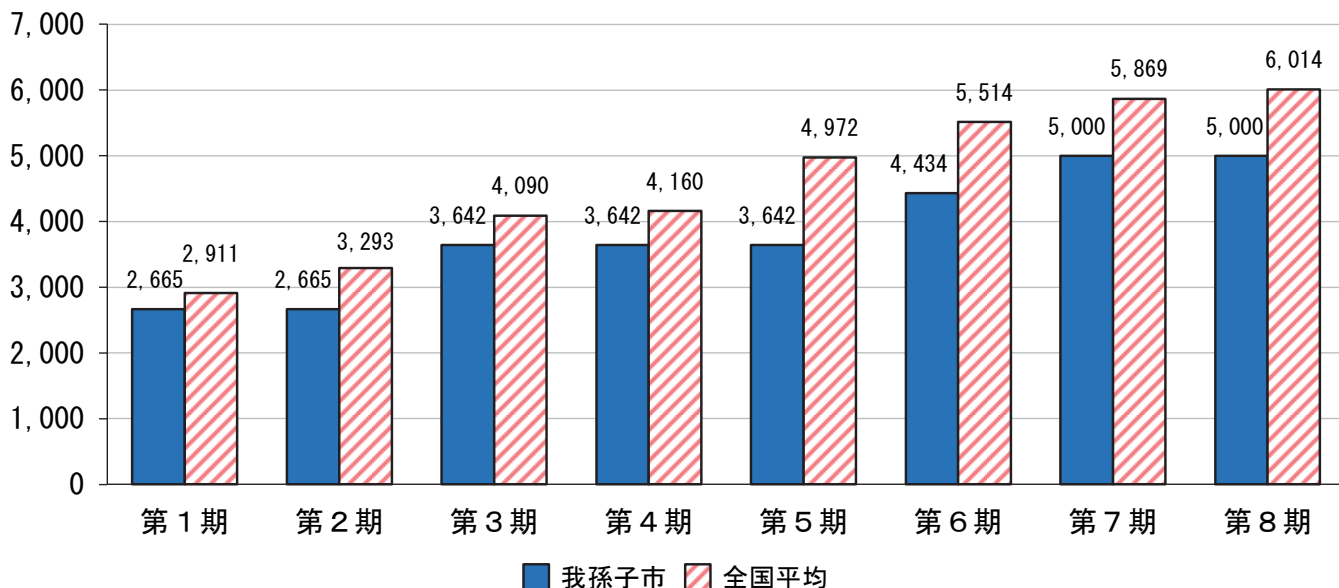
65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護保険事業計画期間中のサービス（給付費/地域支援事業費）の見込み量に応じて市町村ごとに決定しています。

第1期(平成12～14年度)で2,911円だった全国平均基準月額、第8期(令和3～5年度)で6,014円になりました。

本市の介護保険料基準月額は第1期の2,665円から第8期では5,000円に上昇しています。

介護保険料の推移

(単位：円)



※以下の第9期(令和6～8年度)の介護保険料の設定については、現時点における制度内容・介護報酬額・指標に基づいて試算した結果を示したものです。現在、国において、介護保険料の設定等について議論されており、その結果により算定額が変動します。

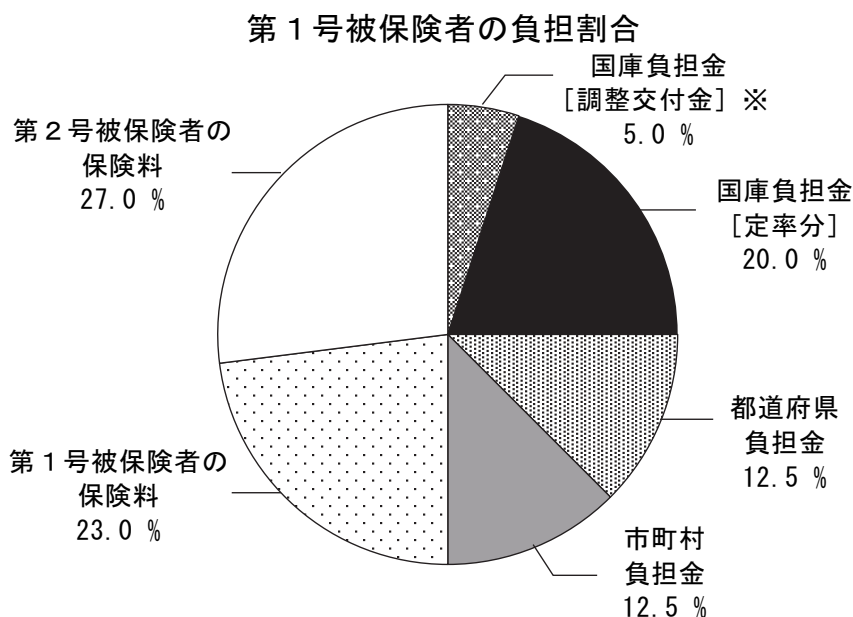
※第9期の介護保険料の決定にあたっては、令和6年我孫子市議会第1回定例会(3月)における介護保険条例の改正が伴います。

(2) 第9期の介護保険料

①第9期の介護保険事業費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や、新規の介護保険施設の開設等様々な要因から、介護サービスの利用は増加を見込んでいます。また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は前期と同様に23%となります。

第9期の介護保険事業費（介護保険給付費と地域支援事業費の合計額）は、第8期の約334億4千万円から約373億3千万円に増額の見込みです。調整交付金の5%に満たない分（0.98%）は第1号被保険者の負担となり、標準の23%と合わせて約85億8千万円が第1号被保険者の負担分となります。



* 国及び県の負担割合は、在宅サービスと施設サービスで異なる負担割合が適応されます。

* 国庫負担金は25%が標準ですが、市町村ごとの介護保険財政の地域格差を調整するため、5%相当分を国庫負担金[調整交付金]として交付するものです。本市の第9期における調整交付金交付率は平均で4.02%です。

②介護保険料の上昇抑制対策

介護保険財政調整基金から約4億8千万円を第9期の介護保険料の抑制に活用します。

③第9期介護保険料基準額

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、以下のとおりとなります。

保険料基準額（月額）	5,500円
------------	--------

(3) 第9期の所得段階別保険料

本市では第9期の介護保険料基準額を5,500円と定め、所得段階の細分化と軽減措置を講じて行きます。

①所得段階の弾力化

国が定める標準13段階のうち9段階以降の弾力化を行い、全体で18段階の保険料としました。

具体的には、合計所得金額300万円以上400万円未満を第9段階とし、第10段階からは合計所得金額400万円以上1,000万円未満までを100万円ごと、第16段階から第17段階は500万円ごとに区切り、合計所得金額2,000万円以上を第18段階としました。

②低所得者層への軽減措置

第1段階から第3段階の保険料については、国が示す低所得者の第1号保険料の軽減強化にあわせ、軽減措置を行います。

③第9期保険料段階と保険料

第9期計画（令和6年～8年度）			
第9期計画	対象者	保険料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	0.25 (0.42)	16,500円 (27,700円)
	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.35 (0.55)	23,100円 (36,300円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.63 (0.635)	41,500円 (41,900円)
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	59,400円
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.0	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の方	1.25	82,500円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上200万円未満の方	1.3	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.5	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額300万円以上400万円未満の方	1.6	105,600円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上500万円未満の方	1.75	115,500円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上600万円未満の方	1.90	125,400円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額600万円以上700万円未満の方	1.95	128,700円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額700万円以上800万円未満の方	2.0	132,000円
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額800万円以上900万円未満の方	2.10	138,600円
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額900万円以上1,000万円未満の方	2.20	145,200円
第16段階	本人が住民税課税で合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の方	2.30	151,800円
第17段階	本人が住民税課税で合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の方	2.40	158,400円
第18段階	本人が住民税課税で合計所得金額2,000万円以上の方	2.50	165,000円

※第1段階から第3段階は、公費軽減適用後の保険料率を表示しています。

※（ ）は公費軽減適用前の割合です。